

地方独立行政法人たつの市民病院機構 たつの市民病院 臨地実習生受け入れに関する要綱

令和2年7月1日

要綱 第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「法人」という。）において、委託による実習生の受け入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「臨地実習生」とは、医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射技師、理学療法士、作業療法士、言語療法士、介護福祉士、管理栄養士及びその他の医療技術者等の養成を目的とする学校若しくは養成所等（以下「養成機関等」という。）の長、又はより高い医療技術者の育成を目的とする病院の長から、病院における実習を委託された当該養成機関等の学生、生徒及び病院職員等をいう。

(申請及び許可等)

第3条 臨地実習生の実習を法人に委託しようとする養成機関等の長は、前年度10月末までに臨地実習生受入申請書（様式第1号）と実施要項を、実習開始の1ヶ月前までにワクチン接種及び感染症（抗体保有）検査報告書（様式第5号）とその他必要書類を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があった実習を許可するとき受入許可通知書（様式第2号）により、実習を許可しないときは受入不許可通知書（様式第3号）より、養成機関等の長に通知ものとする。

(実習期間)

第4条 臨地実習生の実習期間は、1年以内とする。ただし、実習期間は年度を越えないものとする。

(受託実習料)

第5条 受託実習料は、実習生1人につき別表に定める額に消費税率を乗じた額とする。

2 養成機関等において受託実習料の額に定めがある場合は、その額とする。ただし、別表の額を下回らないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情により別表に掲げる受託実習料によることができない場合は、あらかじめ理事長の承認を得た場合に限り、特段の取扱いをすることができる。

4 養成機関等の長は、第3条第2項の規定により受入を許可された実習を行ったとき、実績に基づいた受託実習料の全額を実習終了後2か月をめぐりに納入しなければならない。

(臨地実習生の遵守義務)

第6条 臨地実習生は、法人の関係諸規定を遵守し、実習部署の所属長の指示に基づいて実習しなければならない。

2 臨地実習生は、実習期間中に知り得た法人及び患者等の情報を漏らしてはならない。実習期間終了後も同様とする。

(養成機関等の遵守義務)

第7条 当該実習にあたり実習開始日の1ヵ月前までに院内感染症対策としてワクチン接種及び感染(抗体保有)検査報告書(様式第5号)、及びワクチン接種の事実を証明できる書類等の提出をし、院内感染症対策を徹底しなければならない。

2 前項に定める院内感染症対策を実施するにあたり、実習生の特別な事情によりワクチン接種が出来ない場合、ワクチン接種不相当理由書(様式第6号)にてその事実を証明し、提出しなければならない。

3 当該実習にあたり、使用及び貸与された物品等の破損、紛失など法人へ損害を与えた場合、これを速やかに書面にて報告しなければならない。

4 前項の損害については、養成機関等は法人と協議の上、賠償を行わなければならないものとする。

(実習の停止及び許可の取り消し)

第8条 理事長は、臨地実習生が第7条の規定に違反したとき、臨地実習生としてふさわしくない行為があったとき、又は疾病その他の事故により実習の継続が困難であると認めるときは、当該実習の停止を命じ、その者に係る第3条第2項の許可を取り消すことができるものとする。

2 理事長は、前項の規定により実習の停止、又は許可を取り消したときは、臨地実習停止(許可取消)通知書(様式第4号)により、養成機関等の長に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

臨地実習生の区分及び受託実習料金

区 分	実習料金(税別)	備 考
医師	3,000 円/日	
薬剤師	1 人につき 1 期 380,000 円	※11 週間(概ね 55 日間)
看護師	2,000 円/日	
保健師		
放射線技師		
臨床検査技師		
理学療法士		
作業療法士		
言語聴覚士		
視能訓練士		
管理栄養士・栄養士		
救命救急士		
介護福祉士		
その他 研修生		1 人につき 1 日 3,000 円